

第19回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

個 別 注 記 表

(2022年3月1日～2023年2月28日)

株式会社ジオコード

上記の事項については、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～22年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注案件にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①Webマーケティング事業

Webマーケティング事業では、主にSEO対策関連サービス及びWeb広告運用サービスの提供、Webサイト制作を行っております。

このうちSEO対策関連サービスの大部分及びWeb広告運用サービスは、顧客との契約期間にわたり継続して役務の提供を行うことで履行義務を充足するものであるため、一定期間にわたり収益を認識しております。また、Webサイト制作及び一部のSEO対策関連サービスは、顧客からの発注に基づき制作した成果物を納品し、顧客が検収した時点で履行義務を充足したものとして収益を認識しております。

なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

②クラウドセールステック事業

クラウドセールステック事業では、クラウド型業務支援ツールをSaaS形態によりサービス提供しております。当該サービスは、契約期間にわたり継続して役務の提供を行うことで履行義務を充足するものであるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、Webマーケティング事業の一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を売上高として認識しておりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、顧客から受け取る対価の総額から関連する原価を控除した純額を売上高として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ2,001,231千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に影響はありません。また、繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度の期首より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました営業外収益の「債務勘定整理益」(当事業年度は、141千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、依然として先行き不透明な状況にあります
が、当事業年度における当社の財政状態及び経営成績に及ぼす影響は限定的な範囲に
とどまっております。

以上を踏まえ、当社では、今後も新型コロナウイルス感染症による影響は限定的な
範囲にとどまるものと想定し、固定資産に関する減損損失の計上要否の判断、繰延税
金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、上記見積り結果に影響
し、翌期以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 47,780千円

7. 損益計算書に関する注記

(顧客との契約から生じる収益)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記
載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「13. 収益認識に関する
注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	2,621,300株	105,000株	一株	2,726,300株

(注) 発行済株式の増加105,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度にな
るもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年4月26日 定時取締役会	普 通 株 式	利益剰余金	40,894	15	2023年2月28日	2023年5月16日

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 87,600株 |
|------|---------|

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に営業取引を行うため預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

敷金は、オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、預り金は、流動性リスクに晒されております。

変動金利の長期借入金は、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

営業債権については、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額を定期的に見直し、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握してリスク軽減を行っております。

差入保証金及び敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を行っております。

(b) 営業債務に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクの管理を行っております。

(c) 金利変動リスクの管理

金融機関より情報を収集し定期的に契約条件の見直し等を実施しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	170,600	161,928	△8,671
敷金 (※1)	70,995	70,779	△216
破産更生債権等	470		
貸倒引当金 (※2)	△470		
	—	—	—
資産計	241,595	232,708	△8,887
長期借入金 (1年内返済 予定の長期借入金を含む)	270,852	270,825	△26
リース債務	5,410	5,459	49
負債計	276,262	276,285	23

(※1) 敷金の帳簿価額につきましては資産除去債務を相殺して表示しております。

(※2) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,308,586	—	—	—
売掛金	298,985	—	—	—
敷金	—	70,995	—	—
合計	1,607,572	70,995	—	—

差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため、また破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため上表に含めておりません。

2. 借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	156,929	113,923	—	—
リース債務	1,524	3,885	—	—
合計	158,453	117,808	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	161,928	—	161,928
敷金	—	70,779	—	70,779
長期借入金	—	270,825	—	270,825
リース債務	—	5,459	—	5,459

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、償還期日についての一定の仮定のもと、信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、その将来キャッシュ・フローと返還までの見積期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	2,878千円
未払賞与	3,013千円
契約負債	25,289千円
事業税	2,289千円
資産除去債務	14,345千円
その他	5,283千円
繰延税金資産小計	53,099千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16,403千円
評価性引当額小計	△16,403千円
繰延税金資産合計	36,696千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	36,696千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.83%
評価性引当額の増減	0.99%
住民税均等割	1.04%
人材確保等促進税制による税額控除	△0.03%
その他	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.43%

11. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	Webマーケティング事業		
財又はサービスの種類別			
オーガニックマーケティング	1,025,148	—	1,025,148
Web広告	351,559	—	351,559
クラウドサービス	—	142,367	142,367
顧客との契約から生じる収益	1,376,707	142,367	1,519,075
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,376,707	142,367	1,519,075

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、クラウドセールステック事業であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

契約負債	当事業年度
期首残高	136,059
期末残高	133,269

契約負債は、各事業において、履行義務の充足前に顧客から受領した対価であり、履行義務を充足した時点で収益に振り替えております。当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は127,125千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。
また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	454円81銭
(2) 1株当たり当期純利益	30円21銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

16. その他の注記

該当事項はありません。